

KDDI Video Management サービス 契約約款

令和4年11月14日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条 約款等の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 KDDI Video Management サービスの提供区間等	6
第4条 KDDI Video Management サービスの提供区間等	6
第3章 KDDI Video Management サービス契約	7
第5条 契約の単位	7
第6条 共同契約	7
第7条 契約申込の方法	7
第8条 契約申込の承諾	7
第9条 KDDI Video Management サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第10条 破産等による KDDI Video Management サービス契約の解除	8
第11条 KDDI Video Management サービス契約者が行う KDDI Video Management サービス契約の解除	8
第12条 当社が行う KDDI Video Management サービス契約の解除	8
第13条 KDDI Video Management サービスの提供ができなくなった場合の措置	9
第14条 契約内容の変更	9
第15条 その他の提供条件	9
第4章 利用中止等	10
第16条 KDDI Video Management サービスの利用中止	10
第17条 KDDI Video Management サービスの利用停止	10
第5章 通信	11
第18条 通信利用の制限等	11
第6章 料金等	12
第1節 料金	12
第19条 料金	12
第2節 料金の支払義務	12
第20条 定額利用料の支払義務	12
第21条 利用料の支払義務	13
第3節 料金の計算方法等	15
第22条 料金の計算方法等	15
第23条 割増金	15
第24条 延滞利息	15
第7章 保守	16
第25条 修理又は復旧の順位	16
第8章 損害賠償	17
第26条 損害賠償	17
第27条 免責	17
第9章 雑則	18

第 28 条	承諾の限界	18
第 29 条	利用に係る KDDI Video Management サービス契約者の義務	18
第 30 条	KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の取得	18
第 31 条	KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の利用	19
第 32 条	閲覧	19
第 33 条	料金等の請求その他提供条件	19
別記	20
料金表	23

アカウント情報	KDDI Video Management サービス契約者が KDDI Video Management サービスを利用するにあたり、KDDI Video Management サービス契約者が当社に提供する KDDI Video Management サービス利用に関する情報（例：契約者識別符号に関連する氏名、電話情報、電子メールアドレス及び支払情報）
料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約者ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Video Management サービスの提供区間等

第4条 KDDI Video Management サービスの提供区間等

当社のKDDI Video Management サービスは 別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 アクセスポイントの場所等に変更することがあります。

第3章 KDDI Video Management サービス契約

第5条 契約の単位

当社は1の契約者識別符号ごとに1のKDDI Video Management サービス契約を締結します。

第6条 共同契約

当社は、1の申込みに対するKDDI Video Management サービスの提供において、KDDI Video Management サービスの利用者が2人以上となる場合、KDDI Video Management サービス契約者が2人以上となるKDDI Video Management サービス契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

- 2 前項の場合、KDDI Video Management サービス契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届出いただきます。これを変更した時も同様とします。

第7条 契約申込の方法

KDDI Video Management サービス契約の申込みをするときは、契約事務を行うKDDI Video Management サービス取扱所に対し、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群(L3契約者回線群に限ります。)を指定するほか、当社所定の申込みをしていただきます。

第8条 契約申込の承諾

当社は、KDDI Video Management サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、KDDI Video Management サービスの提供に必要なKDDI Video Management サービス設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、そのKDDI Video Management サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあったKDDI Video Management サービスを提供するために必要なKDDI Video Management サービス設備を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者がKDDI Video Management サービスに係る料金等（本約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Video Management サービスの料金及び割増金等の料金以外の債務を含みます。以下同じとします。）その他の債務（当社の他の契約約款等の規定により支払いを要することとなったKDDI Video Management サービスに関するサービス等に関する債務（当社がKDDI Video Management サービスの料金として料金月単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者が第17条（KDDI Video Management サービスの利用停止）の規定によりKDDI Video

Management サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行う KDDI Video Management サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (5) 第 29 条 利用に係る KDDI Video Management サービス契約者の義務の規定に違反するおそれあるとき。
 - (6) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者が当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (7) その他 KDDI Video Management サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は前三項の規定にかかわらず、次の場合には、その KDDI Video Management サービス契約の申込みを承諾しません。
- (1) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群が存在しないとき。
 - (2) KDDI Video Management サービス契約の申込みをした者（その申込が共同契約であるときはその共同契約を申し出た者のうちいずれかの者をいいます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群代表者に係る契約者回線群代表者が指定した者と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

第9条 KDDI Video Management サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

KDDI Video Management サービス契約者が KDDI Video Management サービス契約に基づいて KDDI Video Management サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第10条 破産等による KDDI Video Management サービス契約の解除

当社は、KDDI Video Management サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその KDDI Video Management サービス契約を解除することがあります。

第11条 KDDI Video Management サービス契約者が行う KDDI Video Management サービス契約の解除

KDDI Video Management サービス契約者は、KDDI Video Management サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う KDDI Video Management サービス取扱所に通知していただきます。

第12条 当社が行う KDDI Video Management サービス契約の解除

当社は、第 17 条（ KDDI Video Management サービスの利用停止 ）の規定により KDDI Video Management サービスの利用を停止された KDDI Video Management サービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、その KDDI Video Management サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、KDDI Video Management サービス契約者が第17条（KDDI Video Management サービスの利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、KDDI Video Management サービスの利用停止をしないでそのKDDI Video Management サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第8条 契約申込の承諾 第4項各号のいずれかの規定に該当することとなったときは、そのKDDI Video Management サービス契約を解除します。
- 4 当社は、前三項の規定により、そのKDDI Video Management サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをKDDI Video Management サービス契約者に通知します。

第13条 KDDI Video Management サービスの提供ができなくなった場合の措置

当社は、当社又はKDDI Video Management サービス契約者の責めによらない理由によりKDDI Video Management サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、そのKDDI Video Management サービスに係る提供条件を変更し、又はKDDI Video Management サービス契約の解除を行うことがあります。

ただし、そのKDDI Video Management サービスについて、KDDI Video Management サービス契約者からKDDI Video Management サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中のKDDI Video Management サービスについて、その提供条件の変更（そのKDDI Video Management サービス契約者が現に提供を受けているKDDI Video Management サービスについて、その同一条件での提供を継続しつつ、第8条（契約申込の承諾）に定めるあらたな承諾を終了するものを除きます。）又はそのKDDI Video Management サービス契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをそのKDDI Video Management サービス契約者に通知します。

第14条 契約内容の変更

KDDI Video Management サービス契約者は、第7条（契約申込の方法）に基づき申告した契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により請求していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条 契約申込の承諾 の規定に準じて取り扱います。

第15条 その他の提供条件

KDDI Video Management サービス契約に係る本約款におけるその他の提供条件については、別記及び別に定めるところによります。

第4章 利用中止等

第16条 KDDI Video Management サービスの利用中止

当社は、次の場合には、クラウドプラットフォームサービスの利用を中止することがあります。

- (1) KDDI Video Management サービス設備の保守上やむを得ないとき。
 - (2) 第4条 KDDI Video Management サービスの提供区間等 第2項の規定により、アクセスポイントの所在場所を変更するとき。
 - (3) 契約者識別符号その他の認証用の情報について、不正利用又は漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により KDDI Video Management サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを KDDI Video Management サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 KDDI Video Management サービスの利用停止

当社は、KDDI Video Management サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その KDDI Video Management サービスに係る料金等その他の債務を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、その KDDI Video Management サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) KDDI Video Management サービス契約者がその KDDI Video Management サービス又は当社と契約を締結している他の KDDI Video Management サービスの利用において、第29条（利用に係る KDDI Video Management サービス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) KDDI Video Management サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他の KDDI Video Management サービスを含みます。以下本条において同じとします。）又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本約款の規定に反する行為であって、KDDI Video Management サービスに関する当社の業務の遂行若しくは KDDI Video Management サービス設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により KDDI Video Management サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を KDDI Video Management サービス契約者に通知します。ただし、第1項第2号又は第4号より KDDI Video Management サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

第18条 通信利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されている KDDI Video Management サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が KDDI Video Management サービス設備に着信しないことがあります。
- 3 KDDI Video Management サービス設備への通信が、当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合は、その伝送速度を一時的に制限することがあります。

第6章 料金等

第1節 料金

第19条 料金

当社が提供する KDDI Video Management サービスに係る料金は、基本利用料、利用料、附帯サービスに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第20条 定額利用料の支払義務

KDDI Video Management サービス契約者は、その KDDI Video Management サービス契約に基づいて当社が KDDI Video Management サービスの提供を開始した日（当社が KDDI Video Management サービス契約に基づいて当該契約者に契約者識別符号を割り当てた日とします。以下この条において同じとします。）から起算して KDDI Video Management サービス契約の解除があった日までの期間（KDDI Video Management サービスの提供を開始した日と KDDI Video Management サービスの解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する KDDI Video Management サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表 第2 基本利用料 に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、本約款又は料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 前項の期間において、利用停止等により KDDI Video Management サービスを利用することができない状態が生じたときの定額料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の中止又は利用停止があったときは、KDDI Video Management サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。
 - (2) 前号の規定のほか、KDDI Video Management サービス契約者は、次の場合を除いて、KDDI Video Management サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。

区 別	支払いを要しない定額利用料
KDDI Video Management サービス契約者の責めによらない事由により、KDDI Video Management サービスを全く利用できない状態（KDDI Video Management サービス設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する定額利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その定額利用料を返還します。

第21条 利用料の支払義務

KDDI Video Management サービス契約者は、その KDDI Video Management サービス契約に基づいて当社が KDDI Video Management サービスの提供を開始した日（当社が KDDI Video Management サービス契約に基づいて当該契約者に契約者識別符号を割り当てた日とします。以下この条において同じとします。）から起算して KDDI Video Management サービス契約の解除があった日までの期間（KDDI Video Management サービスの提供を開始した日と KDDI Video Management サービスの解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する KDDI Video Management サービスの態様に応じて、料金表第 3（利用料）に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等により KDDI Video Management サービスを利用することができない状態が生じたときの定額料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の中止又は利用停止があったときは、KDDI Video Management サービス契約者は、その期間中の利用料の支払を要します。
 - (2) 前号の規定のほか、KDDI Video Management サービス契約者は、次の場合を除いて、KDDI Video Management サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない利用料
KDDI Video Management サービス契約者の責めによらない事由により、KDDI Video Management サービスを全く利用できない状態（KDDI Video Management サービス設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する利用料

- 3 契約者は、料金表第 3 利用料に定めるストレージ利用料又はデバイス接続料について、当社の機器の故障等によりその料金月内の 1 か月間の利用料を正しく算定できない期間が生じた場合は、次の方法により算定した利用料の支払いを要します。
 - (1) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 - (2) (1) 以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の利用料又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

第3節 料金の計算方法等

第22条 料金の計算方法等

料金の計算方法及び料金の支払方法は、本約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第23条 割増金

KDDI Video Management サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第24条 延滞利息

KDDI Video Management サービス契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

第25条 修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第5章第18条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第26条 損害賠償

当社は、KDDI Video Management サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、そのKDDI Video Management サービスが全く利用できない状態（当該KDDI Video Management サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該KDDI Video Management サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 第1項の場合において、当社は、KDDI Video Management サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該KDDI Video Management サービスに係る次の料金の合計額を料金表通則の規定に準じて算出のうえ、合算した金額を12料金月分の金額を上限に賠償額の上限とします。

(1) 料金表 第2 基本利用料 に定める定額利用料

(2) 料金表 第3 利用料 に定める利用料(KDDI Video Management サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する料金月の前3料金月の1日当たりの平均利用料(前3料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、KDDI Video Management サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)

- 3 当社は、KDDI Video Management サービス設備その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 4 当社は、KDDI Video Management サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。
- 5 当社は、KDDI Video Management サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失によりその提供をしなかったときは、前三項の規定は適用しません。

第27条 免責

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第28条 承諾の限界

当社は、KDDI Video Management サービス契約者から本約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした KDDI Video Management サービス契約者にお知らせします。

第29条 利用に係る KDDI Video Management サービス契約者の義務

KDDI Video Management サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送又は KDDI Video Management サービスの提供に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI Video Management サービスを利用しないこと。
 - (3) KDDI Video Management サービスの利用にあたり、KDDI Video Management サービス契約者において設置したデバイスを通じて取得した個人情報の取得者として個人情報保護法上必要となる対応を講じることその他関連法令を遵守すること。
 - (4) KDDI Video Management サービス契約者は、KDDI Video Management サービスの全部又は一部を KDDI Video Management サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その KDDI Video Management サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- 2 当社は、KDDI Video Management サービス契約者の行為が別記 5 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 1 号の義務に違反したものとみなします。
 - 3 KDDI Video Management サービス契約者は、第 1 項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
 - 4 当社は、KDDI Video Management サービス契約者の契約者識別符号その他の認証用の情報によって本サイトが利用された場合、当該 KDDI Video Management サービス契約者本人による利用とみなします。KDDI Video Management サービス契約者以外の第三者により本サイト又はアカウント情報が不正に使用され、これにより KDDI Video Management サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わず、当該 KDDI Video Management サービス契約者にてその責任を負うものとします。

ただし、当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

第30条 KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の取得

KDDI Video Management サービス契約者は、アカウント情報及び KDDI Video Management サービス提供にかかわるもの（KDDI Video Management サービス契約者の

従業員等をいいます。)の氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

第31条 KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の利用

当社は、第30条(KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の取得)に定めるKDDI Video Management サービス契約者に係る情報を、当社のKDDI Video Management サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金等の適用又は料金等その他の債務の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(KDDI Video Management サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。また、当社は、KDDI Video Management サービス契約者から求められた場合にのみ、KDDI Video Management サービスの提供のために当該求めに応じるにあたって必要な範囲で、KDDI Video Management サービス上の映像データその他情報を取り扱うものとし、それ以外の場合は当該情報へのアクセスは行わないものとします。

- 2 第30条(KDDI Video Management サービス契約者に係る情報の取得)及び前項に定めるほか、KDDI Video Management サービスに関して取得したKDDI Video Management サービス契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDI プライバシーポリシー」(<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>) が適用されます。

第32条 閲覧

本約款において、別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第33条 料金等の請求その他提供条件

KDDI Video Management サービスに係る料金等の債務の請求その他提供条件については、本約款のほか、当社が別に定めるところによります。

別記

1 KDDI Video Management サービスの提供区間

(1) 当社のKDDI Video Management サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
KDDI Video Management サービス	アクセスポイントとKDDI Video Management サービス設備との間

2 KDDI Video Management サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりKDDI Video Management サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うKDDI Video Management サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 KDDI Video Management サービス契約者の氏名等の変更

- (1) KDDI Video Management サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI Video Management サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) KDDI Video Management サービス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社が本約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 KDDI Video Management サービス契約者の禁止行為

KDDI Video Management サービス契約者は、KDDI Video Management サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者のKDDI Video Management サービス設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為若しくはそのおそれのある状況を放置する行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) KDDI Video Management サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてKDDI Video Management サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (16) その他法令又は本約款等に違反する行為
- (17) (1)から(16)までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 管理用サイト等の提供

当社は、当社が別に定めるところにより、管理用サイト等（ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス約款に定める契約者回線群を介して、そのKDDI Video Management サービス契約者のKDDI Video Management サービスの使用に係るデバイスの登録、設定若しくは管理又は閲覧等を行うことができるインターフェースをいいます。以下同じとします。）を提供します。

8 支払証明書の発行

- (1) 当社は、KDDI Video Management サービス契約者から請求があったときは、そのKDDI Video Management サービス契約者に係るKDDI Video Management サービスの支払証明書を発行します。
- (2) KDDI Video Management サービス契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表 第4
- (3) 附帯サービスに関する料金等 に規定する料金等の支払いを要します。

料金表

第1 通則

1 料金の計算方法

- (1) 当社は、料金は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

2 定額利用料の日割

- (1) 当社は、次のいずれかの場合、定額利用料をその利用日数（エの規定による定額利用料の日割は、変更後の料金月に含まれる日数）に応じて日割りします。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、この限りではありません。
 - ア 料金月の起算日以外の日に、KDDI Video Management サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の起算日以外の日に、KDDI Video Management サービス契約の解除があったとき。
 - ウ 料金月の起算日以外の日に、定額利用料の額が増加又は減少したとき。
 - エ 1の(2)に基づく起算日の変更があったとき。
 - オ その他特段の規定（定額利用料を日割する旨を定めた本約款中のものに限ります。）の適用を受けるとき。
- (2) (1)の規定による定額利用料の日割は、料金月の日数により行います。
- (3) (1)のウに定める場合において、増加又は減少後の定額利用料はその増加又は減少のあった日から適用します。

3 端数処理

- (1) 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

4 料金等の支払い

- (1) KDDI Video Management サービス契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

5 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

6 料金の一括後払い

当社は、5 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、KDDI Video Management サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

7 消費税相当額の加算

第 20 条 定額利用料の支払義務の規定、第 21 条 利用料の支払義務の規定その他本約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、本約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、KDDI Video Management サービスの延滞利息については、この限りではありません。

8 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

第2 基本利用料

1 適用

KDDI Video Management サービスに係る基本利用料の適用については、第20条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) KDDI Video Management サービスに係る基本利用料の算定	KDDI Video Management サービスに係る基本利用料は、料金表 第2 基本利用料 2 料金額 (1) 定額利用料に定めるものとします。

2 料金額

(1) 定額利用料

ア 基本利用料金

単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
1 契約者識別符号ごとに	80,000円 (88,000円)

第3 利用料

1 適用

利用料の適用については、第21条 利用料の支払義務の規定のほか、次の通りとします。

区 分	内 容
(1) KDDI Video Management サービスに係る利用料の算定	<p>ア KDDI Video Management サービスのストレージに係る利用料は、当社が別に定める方法により測定した、KDDI Video Management サービス内の保存データ量がその料金月内で最大となる日の保存データ量と2（料金額）に定める料金額とを積算して得た額とします。この場合において、KDDI Video Management サービス契約者は、その料金月内で最大となる日の保存データ量が0バイトであった場合又は1TBに満たない場合であっても、1TBを利用したものとみなして計算します。</p> <p>イ KDDI Video Management サービスのデバイス接続料は、その料金月内でKDDI Video Management サービス契約に登録されているデバイスの台数が最大となる日のデバイス台数と2（料金額）に定める料金額とを積算して得た額とします。</p>

2 料金額

(2) 利用料

ア デバイス接続料金

単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
1台ごとに	3,000円 (3,300円)

イ ストレージ利用料金

単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
1TB ごとに	5,000円 (5,500円)

第4 附帯サービスに関する料金等

1 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記8の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書等の発行手数料の適用	KDDI Video Management サービス契約者は、(2)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附則

(実施時期)

本約款は、令和4年11月14日から実施します。